

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2 第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年3月14日

【事業年度】 第34期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社新日本科学

【英訳名】 SHIN NIPPON BIOMEDICAL LABORATORIES, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永田良一

【本店の所在の場所】 鹿児島県鹿児島市宮之浦町2438番地

【電話番号】 099 (294) 3389

【事務連絡者氏名】 経理部長 二反田真二

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区明石町8番1号

【電話番号】 03 (5565) 6216

【事務連絡者氏名】 総務部 次長 鎌田康孝

【縦覧に供する場所】 株式会社新日本科学 東京本社
(東京都中央区明石町8番1号)
株式会社新日本科学 大阪支社
(大阪市中央区伏見町二丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日付にて提出いたしました第34期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書につきまして、訂正すべき事項がございますので、金融商品取引法第24条の2第1項に基づき有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正個所】

訂正個所は____を付して示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、監査役制度採用会社であります。経営の意思決定機関である取締役会は、当事業年度末現在取締役5名から構成されており、原則として月1回の開催のほか、必要に応じて随時開催しており、経営に関する重要事項は全て取締役会で協議決定しております。なお、取締役については、20名以内とする旨定款で定めており、経営環境の変化に対する機動性を高めるために、任期を1年としております。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款で定めています。また、社外取締役は選任しておりません。また、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款で定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

当社は機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剩余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨、定款で定めています。

(中略)

(6) 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

該当事項はありません。

(訂正後)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、監査役制度採用会社であります。経営の意思決定機関である取締役会は、当事業年度末現在取締役5名から構成されており、原則として月1回の開催のほか、必要に応じて随時開催しており、経営に関する重要事項は全て取締役会で協議決定しております。なお、取締役については、20名以内とする旨定款で定めており、経営環境の変化に対する機動性を高めるために、任期を1年としております。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款で定めています。また、社外取締役は選任しておりません。また、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款で定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

当社は取締役、監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、また、会社法第427条第1

項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨、定款で定めております。

当社は機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨、また、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

(中略)

(6) 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外監査役馬場竹彦氏及び社外監査役萩元美恵野氏は、それぞれ「5 役員の状況」に記載のとおり当社株式を保有しておりますが、その他当社との人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。